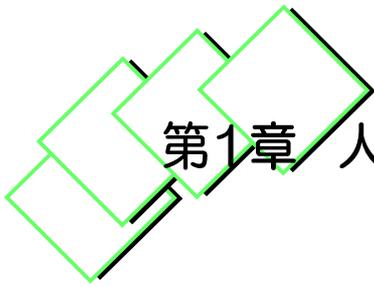


第4次芦屋市総合計画 後期基本計画(原案) 【修正版】(一部)

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる	(1)
1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	(3)
1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる	(4)
1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している	(6)
1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている	(8)
2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	
2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある	
2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている	
3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	(11)
3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている	(12)
3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている	(15)
4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	
4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している	
4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている	
4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている	
5 地域で安心して子育てができています	(17)
5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている	(18)
5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている	(21)
第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる	(23)
6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	(25)
6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	(26)
6-2 市民が適切な診療を受けられる	(28)
7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	(31)
7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	(32)
7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている	(35)
7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる	(38)
8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	(41)
8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている	(42)
8-2 犯罪が起きにくいまちになっている	(44)
9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	(47)
9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している	(48)
9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	(51)
第3章 人々のまちを大切に心や暮らし方をまちなみにつなげる	
10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	
10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	
10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	
11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	
11-2 清潔なまちづくりが進んでいる	
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている	
12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	
12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	
12-3 市内を安全かつ快適に移動できる	
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	
13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	
13-2 住宅都市としての機能が充実している	
13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	
第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	(53)
14 信頼関係の下で市政が展開している	(55)
14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	(56)
14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	(58)
15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	(61)
15-1 様々な資源を有効に活用している	(62)
15-2 歳入・歳出の構造を改善している	(64)

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる



第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針1 人と人がつながって新しい世代につなげる

目標とする10年後の芦屋の姿

1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

目標とする10年後の芦屋の姿

2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標とする10年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

目標とする10年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

目標とする10年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【基本構想】

まちはそこに暮らす一人一人の意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えます。

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。
- ・市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市政情報の伝達手段の活用では、従来からの広報紙、ホームページ等による発信に加え、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による発信を実施するなど、拡充に取り組みました。特にその中でも、*ICT機器、スマートフォンやタブレット端末普及などにより、ホームページについては発信者である職員の研修等を実施し、ホームページで提供している情報に高齢者や障がいのある人はもちろんのこと誰もが問題なくアクセスできるホームページの制作に取り組むとともに、防災情報については即時発信に努めてきました。

また、市民から頂いた問い合わせ等を、「よくあるおたずね」(FAQ)としてカテゴリ別に掲載するなど、市民が使いやすい情報の整理を行ってきました。

しかし、近年は少子高齢化の進展や情報媒体の多様化など、情報を受け取る側である市民の環境も多様化しています。その中で効果的で効率的な市政情報を発信していくためには、伝えたい相手や内容によって情報提供の手段を選んで発信するなど、より伝わりやすい広報活動を行っていく必要があります。

そのため、市民ニーズを把握し既存の媒体を活用した情報提供の充実や、新しい広報媒体の活用についても検討を進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。

(重点取組)

- ① 市民ニーズの把握と分析を行い、これまでの広報のあり方を検証します。
- ② 分かりやすい表現方法や、目にふれやすく、見つけやすい情報発信になっているか発信方法を見直すとともに、時代に合った広報媒体の活用も視野に入れて広報活動を充実させます。
- ③ より効果的で効率的な情報発信となるよう、職員の意識向上を目指します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
「広報あしや」の市民の満足度 (%)	58.1	↑	70.0
市ホームページの市民の満足度 (%)	49.5	↑	60.0
「広報あしや」を知らない市民の割合 (%)	4.8	↓	<u>0.0</u>
「広報あしや」が手に入らない市民の割合 (%)	14.5	↓	<u>0.0</u>
本市各課広報担当者の広報活動に関する研修会への参加率 (%/年)	83.3	↑	<u>100</u>

1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信に繋がる情報提供に努めます。

(重点取組)

- ① 市民が芦屋に愛着や誇りを持てるように、本市の全国でも優れた住宅都市としての魅力について情報発信を行います。
- ② 魅力発信については、市民参画・協働の視点で取り組みます。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
<u>市民アンケートによる「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 (%)</u>	<u>84.6</u>	↑	<u>90.0</u>
<u>市民アンケートによる「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合 (%)</u>	<u>42.0</u>	↑	<u>46.0</u>

4 市民主体による取組

- ◇行政が発信する情報の積極的な受信
- ◇積極的な情報発信

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくりま
- ・市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援しま
- ・市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進しま

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境づくりでは、地区集会所の新築、改修を行ったほか、あしや市民活動センターを移転し、市民活動の拠点として整備を行うとともに、それらの施設を*指定管理者制度により市民中心の管理運営としました。

市民活動に参加する市民や団体の自立支援では、活動に対する助成や、あしや市民活動センターにおける相談、人材育成を目的とする講座等を開催しました。

市民同士や市民と行政の連携の促進では、あしや市民活動センターにおいて、*中間支援団体が集まるネットワーク会議を開催し、行政も含めたネットワークが互いにつながるように、情報共有の場を設定しました。

これまでの利用実績は、定期的に利用している市民活動団体もいるため、会議室の利用が増加しています。

しかし、平成 26 年（2014 年）1 月に行った参画と協働についての意識・行動調査では、あしや市民活動センターの認知度は 15.5%と低いことから、センターを市民活動の拠点施設として認知度を上げていく必要があります。

センターを利用している団体は、固定化されている傾向にありますが、継続的な活動を支援する機能をさらに発揮し、各団体の活動が地域の課題解決につながるように、相談・助言を行う等、支援を強化し、活動内容の発信や、地域での活動へ広げていくことが必要です。

また、同意識調査では、市民活動や地域の活動に参加経験のない市民は 68.8%ですが、今後参加意向がある市民は 58.4%であることから、市民活動とはどのようなものなのか情報提供を行い、参加へのきっかけとなるよう機会を提供していく必要もあります。

さらに、同調査では、市民と協働して業務を経験したことのある市職員の 8 割が、協働したことの成果があったと回答しています。今後も職員の協働に対する意識の向上を図り、職員が自発的に市民活動や地域の活動にも取り組む意欲を高め、実際に協働できる職員を育成していくことも必要です。

市民活動団体間の連携については、市内で活動する様々なボランティア団体が互いの活動内容を知り、つながって、支援が必要な方にできることを提供していくことが互助の地域づくりの推進にもつながることから、あしや市民活動センターだけでなく、*社会福祉協議会のボランティア活動センターにおいて登録している個人やグループの活動内容など、市内全体のボランティア活動を把握し、支援が必要な市民のニーズとマッチングさせていく仕組みの構築が必要となっており、特に、*中間支援団体間の連携とコーディネート機能の強化が求められます。さらに、意欲・特技・経験を有している市民も多_く、地域を支える市民一人一人の力を豊かにする取組を支

援していくことも必要です。

3 後期5年の重点施策

1-2-1 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。

(重点取組)

- ①あしや市民活動センター機能の認知度を向上させます。
- ②NPO、自治会等の市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成を支援します。
- ③職員の協働に対する意識を向上させるよう、協働に関する情報を共有します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
<u>あしや市民活動センターを知っていると回答した割合 (%)</u>	<u>15.5</u>	↑	<u>50.0</u>
<u>あしや市民活動センター相談人数 (人/年)</u>	<u>199</u>	↑	<u>250</u>
<u>市民との協働経験のある職員、協働している職員の割合 (%)</u>	<u>31.9</u>	↑	<u>40.0</u>

1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境をつくります。

(重点取組)

- ①市民活動や地域活動につながるよう、情報発信を行い、市民活動の機会の提供に努めます。
- ②市民のボランティア活動への参加につながるよう、*社会福祉協議会での福祉ボランティア活動を含めた市内全体のボランティア活動を推進・強化し、互助の地域をつくります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
<u>市民活動や地域活動をしたことがある人の割合 (%)</u>	<u>29.2</u>	↑	<u>50.0</u>
<u>*社会福祉協議会のボランティア活動センター登録者数 (人)</u>	<u>452</u>	↑	<u>500</u>

4 市民主体による取組

- ◇市民活動への積極的な参加
- ◇市民活動団体間での様々な活動手法の共有

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市市民参画協働推進計画 (H27~H31)

第2次芦屋市地域福祉計画 (H24~H28)

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。
- ・市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市民主体の地域課題解決への支援では、「*地域ひろば」と「*市民ひろば」を開催し、地域連携による平時の見守りと*災害時要援護者支援等の課題を協議する場を設定しました。また、地域のボランティアコーディネーター養成講座を実施し、リーダーの発掘と育成に取り組むほか、高齢者等の見守り活動として、「芦屋市地域見まもりネット」や、地域見守り拠点（打出商店街まごのて）の整備に取り組みました。

市民、地域主体のまちづくりを進めるルールや仕組みづくりでは、市民参画・協働を引き続き推進するため、平成 26 年度(2014 年度)に「第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を推進しています。

また、自分たちのまちをより住みよい快適なまちにしていけるため、*まちづくり協定制度を導入するとともに、*まちづくり連絡協議会を立ち上げ、市内におけるまちづくりに関する課題と情報を共有できるようにしました。

今後も、自治会等の地縁組織と市は、自立した立場をとりつつ対等なパートナーとしてまちづくりを行っていく必要がありますが、地域が抱える課題としては、役員の高齢化や、若年層の自治会への加入率の低下等などの問題があります。本市としては、地域活動に関する情報提供や協議を行いながら、地域活動が活発に行われるための環境づくりに努めていく必要があります。

また、地域の課題解決を図ることを目的とした行政の仕組みが複数存在するためわかりにくい状況となっており、行政の地域との関わり方を組織横断的に整理する必要があります。

さらに、地域間・団体間での連携や新たな活動参加者へのコーディネート機能の充実を図りながら、市民の自主的な活動が継続できる仕組みづくりを支援することが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。

(重点取組)

- ①自治会活動等に参加していない市民に自治会等の地域活動の大切さや楽しさなどを伝えるなど、地域活動が活性化するための支援を行います。
- ②まちづくりに関わる様々な主体が互いに交流し、事例の研究などによって知識を深め、地域におけるまちづくりを進めつつ、互いに連携する機会を充実します。

指標（単位）	現状値 （H26）	指標の 方向性	めざす値 （H32）
<u>自治会等に参加する世帯の割合（％）</u>	68.2	↗	75.0
*まちづくり連絡協議会の1回あたりの平均出席者数（人／年）	14	↗	17

4 市民主体による取組

- ◇地域活動への積極的な参加と連携
- ◇地域の課題は地域で解決する意識

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市市民参画協働推進計画（H27～H31）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

【基本構想】

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 平和を尊重する意識の普及，啓発に努めます。
- ・ 人権を尊重する意識の普及，啓発に努めます。
- ・ 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

平和を尊重する意識の普及啓発では，平成 23 年(2011 年) 7 月に「*平和首長会議」に加盟したことにより，会議の提唱する非核・平和事業に取り組んできました。

人権意識の普及啓発では，「第 2 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき啓発事業等を実施し，「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」で意見を伺いながら，「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において，意見の反映，人権の視点に立った事業評価を実施し，事業の改善に努めました。

*上宮川文化センターでは，人権啓発・住民交流の拠点施設として，民生事業（相談指導，老人憩いの間事業等），就労促進事業などに取り組み，学校園においては，子どもたちに対して人権尊重の意識と態度を育む指導を計画的に進め，体験的な学習や研修の充実に努めました。また，芦屋市人権教育推進協議会との連携による研究会，学習会等を実施しました。

関係機関と連携した取組では，神戸地方法務局西宮支局との連携した特設人権相談所の開設や*権利擁護支援センターにおいて，高齢者・障がいのある人の権利侵害への対応を行いました。

人権関係の各事業への参加状況等はほぼ横ばいであり，アンケート調査による「人権を身近に感じる人」の割合も大きくは変化しておらず，取組に工夫が必要であり，人権課題は多様化・複雑化していることから，それに対応した仕組みづくりや関係機関との連携強化などが必要です。

平和施策においては，戦後 70 年，市議会において決議された「*非核平和都市宣言」30 周年を迎えたことを契機に，市民が平和の大切さを再認識し，より平和への意識が高まるよう取り組んでいく必要があります。

3 後期 5 年の重点施策

3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。

(重点取組)

- ① 平和の大切さを再認識できるように，「*平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施するほか，平和講演会等を実施するなど「みんなで考えよう 平和と人権」事業を拡充します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「みんなで考えよう 平和と人権」の参加者数 (人/年)	742	↑	1,000
「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数 (筆/年)	228	↑	300

3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。

（重点取組）

- ①お互いの人権を尊重する社会を目指して、「日々の生活と人権を考える集い」等の人権啓発事業に工夫を加え実施します。
- ②*上宮川文化センターでは、人権啓発・住民交流の拠点施設として、地域福祉や人権意識の向上を担い得る機関となるように、講演会などを充実し、市民が親しみやすい各種事業を実施します。
- ③市民や職員が人権教育推進の担い手となるように、人材育成に取り組むとともに、芦屋市人権教育推進協議会の事業を支援します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「人権啓発事業」参加者数（人/年）	2,718	↑	3,000
*上宮川文化センターの来館者数（人/年）	82,122	↑	87,000
芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数 (人/年)	800	↑	1,000

3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。

（重点取組）

- ①住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないように、*本人通知制度の周知と適正な運用を行います。
- ②市民一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができる環境づくりをすすめるため、支援が必要な高齢者や障がいのある人等を支える「*市民後見人」の養成や、その活動を支援します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*本人通知制度（住民票の写し、戸籍等）事前 登録者数（人）	449	↑	1,000
権利擁護支援者養成研修参加者における人材 バンク登録者の割合（%）	57.8	↑	75.0

4 市民主体による取組

- ◇平和を大切にする心の醸成
- ◇いじめ等身近な問題への積極的な関与

◇人権尊重の理念の理解

◇本人通知制度への登録

[関連する課題別計画]

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（H28～H32）

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

第7次芦屋すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）

芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画（H27～H32）

芦屋市第4期障害福祉計画(H27～H29)

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。
- ・セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス，その他性別による人権侵害の防止，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

女性の社会参画支援では、「第2次及び第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」に基づき、市附属機関等における女性委員の積極的登用に取り組んでいますが、目標である女性の登用割合は40%には達しておらず、引き続き積極的な登用に取り組む必要があります。また、女性の働き方セミナー等の講座，男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行（年4回）及び広報あしや等による啓発，女性の就労支援等の情報提供，女性のための心の悩み・家事調停相談などを実施することにより女性の社会参画を支援してきました。

性別による人権侵害の防止，啓発の取組では、「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づく婦人相談員による*D V（ドメスティック・バイオレンス）相談，*D V被害者の自立支援の実施，*D V被害者支援ネットワーク会議の開催及び警察等との協働による「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンなどの*D V防止啓発の実施などに取り組みました。

市民アンケートによる芦屋市男女共同参画推進条例の認知度は43.6%と、まだまだ低い状況にあり、啓発・講座等を引き続き実施し、その理念の理解を広めることが必要です。「男性は主な業務」「女性は補助的な業務」などといった固定的な性別役割分担意識の解消をさらに進めることや、*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発により、女性だけでなく男性も家事，子育てや介護などに参加できるような環境整備が進むよう取り組むことが必要です。

また、*D V相談室の認知度も31.7%と低いため、さらに相談機関の丁寧な周知を行うとともに、定例的に*D V被害者支援ネットワーク会議等を開催するなど、関係機関との連携を深めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより，女性の社会参画を進めます。

（重点取組）

- ①各種講座の開催，「ウィザス」の定期発行，ウィザスあしやフェスタの開催や市民による啓発活動のネットワークへの支援などにより，性別による固定的な役割分担の意識の解消のための啓発に取り組みます。
- ②市附属機関等における女性委員の登用割合を高め，政策・方針決定過程での男女共同参画を推進します。
- ③長時間労働の抑制，育児休業や介護休暇の取得促進の啓発などにより，子育てや介護を支え

る環境整備の推進に取り組み、*ワーク・ライフ・バランスを促進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民アンケートによる芦屋市男女共同参画推進条例の認知度（％）	43.6	↑	<u>57.0</u>
市附属機関等における女性委員の割合（％）	37.2	↑	40.0

3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。

（重点取組）

- ①配偶者等からの暴力による被害者への相談窓口を充実し、被害者の早期発見・安全確保を図り、幅広い関係機関の連携のもと、切れ目のない自立支援を行います。
- ②暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させながら、性差別による暴力防止についての啓発を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民アンケートによる*D V相談室の認知度（％）	31.7	↑	50.0

4 市民主体による取組

- ◇男女共同参画の意識の高揚
- ◇暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識
- ◇*D V等の被害を未然に防ぐ、または、最小限にとどめるための早期相談

〔関連する課題別計画〕

- 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）
- 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（H23～H29）

地域で安心して子育てができている

【基本構想】

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

(施策目標推進部：こども・健康部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。
- ・家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。
- ・要保護家庭の自立や要保護児童の支援に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

子育て支援の取組では、各種訪問、相談事業等を実施し、早期に相談しやすい環境整備に努め、相談件数等は概ね向上しています。地域子育て支援拠点「むくむく」など、子育て世代が交流できる事業のほか、保健センター、保育所、幼稚園、小学校など関係機関と相談連携の実施、子育てに関する講演、講座も実施しました。妊婦健康診査では助成券方式の健診助成を導入し、受診者の負担軽減を図ったほか、5歳児発達相談を新たに実施し、安心して出産し、子どもの発達を支える取組も行い、乳幼児健診の受診率も9割以上となっています。また、子育て家庭の負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう、所得制限基準額未満の3歳から中学3年生までの外来医療費の一部負担金を全額助成するなど制度の拡充を行いました。

要保護家庭の自立や要保護児童の支援では、母子・父子世帯への給付、助成事業のほか、*民生委員・*児童委員ほか関係機関とも連携した相談、支援体制の整備を行い児童虐待などの問題も含め対応してきました。

今後も、妊娠期から子育て期の保護者が安心して子どもを生み、育てることができるよう「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産・育児において切れ目なく支援していくことが必要です。

さらに、今なお大きな社会問題となっている虐待を含む要保護児童等を早期に発見し、迅速な対応を行うため、また、ひとり親家庭や要保護家庭等支援が必要な家庭が自立し、子どもの心身の成長と発達が保障されるよう、関係機関や地域との連携による支援を充実することが必要です。

3 後期5年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて交流・相談しやすい環境を整えます。

(重点取組)

- ①子育て家庭が身近なところで交流がしやすいように、子育て支援拠点など親子が集うひろばの充実を目指します。
- ②乳幼児の保護者が、親子で遊びに行け、育児について親同士が話し合える場所となるように、幼稚園で園庭開放や未就園児交流会等を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
子育てセンターにおけるつどいのひろば等に 参加する親子の数（人／年）	53,313	↑	56,313
<u>公立の全幼稚園の子育て世代の親子に対する 施設開放実施日の総数（回／年）</u>	<u>234</u>	↑	<u>320</u>

5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。

（重点取組）

- ①安心して出産・子育てに臨めるように妊娠中の健康診査及び健康教育・相談等の母子保健相談支援を充実します。
- ②子育て家庭が自信を持って子育てができるように、子育てセンターなどの身近な相談の場の充実を図るとともに、関係機関の連携による支援体制を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
保健センターでの母子健康相談の人数 (人／年)	2,598	↑	2,750
子育てセンターでの子育て相談の人数 (人／年)	1,776	↑	2,376

5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。

（重点取組）

- ①ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、各種手当を支給するとともに就労支援を充実します。
- ②家庭児童相談における要保護家庭や要保護児童について、児童虐待防止と早期発見及び適切な支援ができるように、*要保護児童対策地域協議会における支援体制を推進します。
- ③困難な状況の子育て家庭が適切な支援機関とつながるように、地域の関係機関と連携を図り、*民生委員・*児童委員活動を高めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数（人／年）	14	→	<u>14</u>
家庭児童相談の件数（件／年）	409	↑	586
*民生委員・*児童委員への相談件数（件／年）	483	↑	<u>700</u>

4 市民主体による取組

- ◇母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇乳幼児健康診査の受診

- ◇出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
- ◇子ども同士で遊ぶ機会の提供
- ◇児童虐待の相談・通告

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画（H27～H31）

第3次芦屋市男女共同参画推進行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

第2次芦屋市健康増進・食育推進計画（H25～H29）

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

(施策目標推進部：こども・健康部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・必要とするときに適切な保育サービスを提供します。
- ・ワークライフバランスの理念の普及，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

保育サービスの提供では，優先課題である待機児童解消に向けて，新たに2園の私立保育所を誘致するほか，公立幼稚園において通常保育後に預かり保育を実施しました。これらにより受入れ定数は増加したものの，まだ待機児童数の解消までには至っていません。また，*ファミリー・サポート・センター事業も継続して実施するほか，保育所における延長保育，一時保育に加えて市立芦屋病院において*病児・病後児保育を実施しました。

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発の取組では，*イクメン（育児を積極的に行う男性）講座，男女共同参画フェスタ等の土日開催事業の実施や男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行及び広報あしや等による啓発を行いました。また，市内事業者に対しても啓発冊子の案内などを行いました。

今後も，保育ニーズのある世帯が必要とするときに適切で良質な保育サービスを利用できるように，保育提供施設の増設等により待機児童の解消に努めていくことが必要です。

また，*ワーク・ライフ・バランスができていると思う市民の割合が78.5%となっていますが，*ワーク・ライフ・バランスを男女共同参画推進条例の基本理念の一つとして掲げていることから今後も向上を図る必要があり，引き続き，意識を高めるための啓発を行いながら，女性だけでなく男性も子育てに参加しやすい環境づくりを推進することが必要です。

3 後期5年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。

(重点取組)

- ①待機児童が生じないように，「子ども・子育て支援事業計画」に基づき，小規模保育事業や*認定こども園等の整備を計画的に進めます。
- ②*病児・病後児保育を利用しやすくするために，実施施設の増設や広域的な利用などにより提供体制の確保に努めます。
- ③*放課後児童健全育成事業の高学年の受入れについて，開始時期や具体的手法を慎重に見極め，提供体制の整備について検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
待機児童の人数（人）	131	↓	0
*病児・病後児保育実施箇所数（か所）	1	↑	2
*放課後児童健全育成事業の待機児童数（人）	0	→	0

5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。

（重点取組）

- ①働き方を見直すきっかけをつくることができるように、センター通信「ウィザス」等での
*ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発を充実します。
- ②女性だけでなく男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座などを開催します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
男女共同参画センターの土日開催事業（*イクメン講座等）の男性の参加者数（人／年）	51	↑	60
市民アンケートによる仕事と生活の両立ができてきている市民の割合（%）	78.5	↑	84.5

4 市民主体による取組

◇*ワーク・ライフ・バランスの正しい理解

〔関連する課題別計画〕

- 芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H27～H31)
第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）
第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）